

優良建築物緑化認定制度の検討について

1. 背景

- 優良な建築物緑化を認定し、優良事例を顕彰・広報するとともに、事業者の支援につながる仕組みを構築することで、都市ブランドや建築物等の価値の向上を図る。
- グリーンインフラ推進助成事業が限られたエリアを対象とした施策であることに対して、本制度は対象を広く設定することで、市街地全体での質の高い緑化推進を図る。

2. 認定対象

(1) 建築物

対象建築物は仙台市内に存する建築物とし、新築・既存、公共・民間の別は問わないこととする。

(2) 申請者

認定申請をできる者は、当該建築物の建築主又は所有者とする。

(3) 基準

認定にあたっての基準は、「建築物等緑化の質に関する評価基準」で 80 点以上となることとする。ただし、敷地面積が 1,000 m²未満又は個人住宅の場合は認定基準を緩和する。

3. 認定によるインセンティブ

(1) 認定ラベルの発行

認定証及び認定ラベルを発行する。

また、認定ラベルの電子データは申請者が広報や広告に使用できるものとする。

(2) 表彰

緑化功労者として表彰を行う。

(3) 広報

仙台市 HP や広報誌において、認定建築物の広報を行う。

(4) 融資制度の利用

本認定を受けることで、「仙台市中小企業融資制度（仙台経済成長資金）」を利用できることとする（調整中）。

【融資概要】 融資限度額：1 億円 利率：年 1.0% 返済期間：15 年以内

(5) 金融機関との連携

名古屋市や流山市では、認定制度と金融機関との連携による住宅ローン優遇措置が実施されており、こうした事例を参考に、個人の申請者に向けたインセンティブを検討していく。

4. 認定・顕彰・広報を受けることによるメリット

事業者 (建築事業者、設計者、施工者)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企業のイメージアップ ・ 建築物の付加価値としてテナント募集、分譲の際に PR
エンドユーザー (居室購入者、テナント入居者)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緑の多様な機能（暑熱緩和、憩いの場など）を享受 ・ 入居する建物のイメージアップ ・ 資産価値の向上
公共	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緑による景観向上 ・ 都市ブランドの向上